改　正　後	改　正　前
⑶　評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。 イ　木造 ①　等級３ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　土台 土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合していることを要しない。 (i)　（略） (ii)　構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。 (iii)　（略） c～h　（略） ②・③　（略） ロ～ニ　（略） ⑷　（略） ４～11　（略）	⑶　評価基準（新築住宅） 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級１を満たすものとすることができる。 イ　木造 ①　等級３ 次に掲げる基準に適合していること。 a　（略） b　土台 土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合していることを要しない。 (i)　（略） (ii)　構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D_1の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。 (iii)　（略） c～h　（略） ②・③　（略） ロ～ニ　（略） ⑷　（略） ４～11　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第５の３の３―１⑶イ①b(ii)の改正規定は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（令和七年農林水産省告示第千六百二十二号）の施行の日（令和八年五月二十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

２　次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二　前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅

○国土交通省告示第四百三十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考⑶及び第十二号様式備考⑶の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第三（第三条関係）	別表第三（第三条関係）

塗　色	期　間
（略）	（略）

塗　色	期　間
（略）	（略）